

資料提供

茨城県県民生活環境部  
廃棄物規制課不法投棄対策室  
室長補佐：三島 昇  
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和6年4月9日  
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

|            |  |
|------------|--|
| 事業者名称及び所在地 | 株式会社長岡商会<br>(埼玉県熊谷市下奈良1008番地1)   |
| 許可番号       | 産業廃棄物収集運搬業 第00801201951号   |
| 処分年月日      | 令和6年4月8日   |
| 処分内容       | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し  |
| 処分理由       | 令和元年8月30日に株式会社長岡商会の代表取締役に重任した長岡信利が、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第19条及び第41条の2第1項の規定に違反し、令和3年8月24日に前橋地方裁判所太田支部から懲役1年6月（執行猶予3年）の刑に処せられ、同年9月8日にその裁判が確定していたことは、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号ニに該当する。 |

資料提供

茨城県県民生活環境部  
廃棄物規制課不法投棄対策室  
室長補佐：三島 昇  
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和6年4月9日  
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

|            |   |
|------------|---|
| 事業者名称及び所在地 | 株式会社東京高英<br>(埼玉県新座市馬場一丁目11番20号)   |
| 許可番号       | 産業廃棄物収集運搬業 第00801193827号  |
| 処分年月日      | 令和6年4月8日  |
| 処分内容       | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し   |
| 処分理由       | 株式会社東京高英が法第12条第5項の規定に違反し、令和5年5月12日に宇都宮地方裁判所から罰金200万円の刑に処せられ、同月27日にその裁判が確定したことは、法第7条第5項第4号ニに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号イに該当する。 |